

第 1 4 節 文化財

1 4 - 1 調査

1. 調査項目及び地点等

調査項目を表 4-14-1 に示す。調査地域は対象事業実施区域内とした。

表 4-14-1 現地調査内容（文化財）

環境要素	調査項目	調査方法	調査頻度・時期等
文化財	埋蔵文化財	既存文献等又は聞き取りを行うとともに、その結果に基づき、文化財の有無を確認する	1 回

2. 調査結果

諏訪市教育委員会埋蔵文化財課との協議を行い、対象事業実施区域内における埋蔵文化財の位置、状況並びに試掘の実施状況について情報を得た。

聞き取りの結果得られた、対象事業実施区域内における埋蔵文化財の試掘状況を図 4-14-1 に、試掘結果を表 4-14-2 に示す。

なお、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課との協議の結果、事業実施により切土となる部分については、試掘調査を実施する予定となっている。試掘は現時点では未実施であるため、試掘調査結果及びその後の対応については、環境影響評価書に記載する。

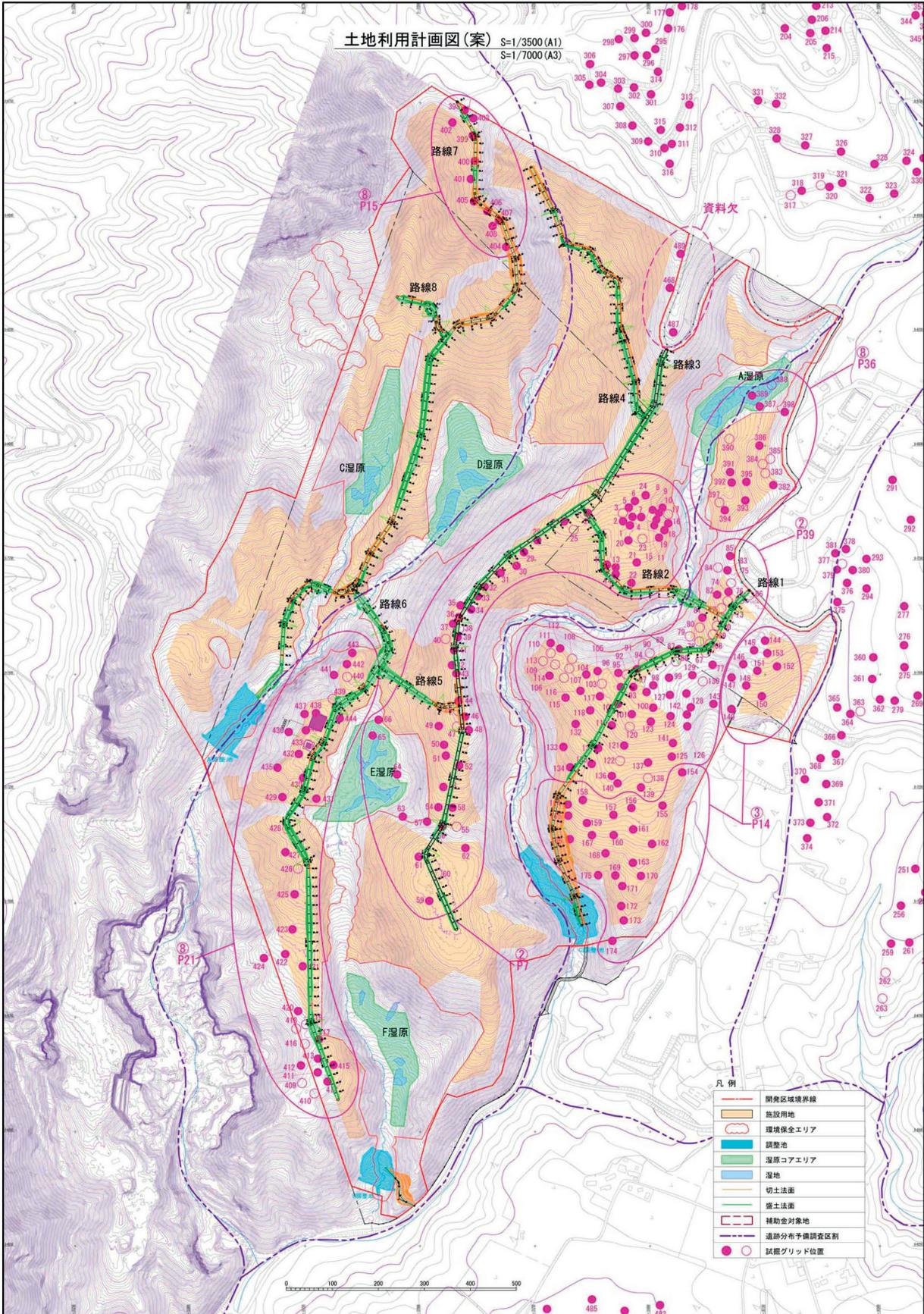


表 4-14-2 埋蔵文化財の試掘結果（諏訪市教委との協議結果から）

No.	出土品	深さ	No.	出土品	深さ
3	黒耀石剥片 2 点	40～60cm	94	土器片 1 点	不明
17	不明	不明	103	黒耀石 1 点 土器片 3 点	30cm～
23	黒耀石製石器 4 点 水晶製石器 2 点	50cm～	106	黒耀石 12 点 土器片 9 点 その他石器 1 点	20cm～
25	黒耀石原石破片 1 点 黒耀石製石器 1 点	50～110cm	107	黒耀石 1 点 土器片 2 点 その他石器 2 点	不明
38	黒耀石製石器 4 点	85cm～	108	黒耀石 1 点 土器片 1 点	不明
40	遺構（陥し穴） 黒耀石剥片 1 点	壁断面の黒色土	109	黒耀石 1 点 土器片 5 点	不明
45	黒耀石製スクレイパー 縄文土器片	不明	110	黒耀石 4 点 土器片 2 点	1 層～
47	黒耀石小剥片 2 点 土器片 2 点	～50cm	113	土器片 1 点	不明
55	黒耀石剥片 1 点 微小原石塊多数	80～130cm	120	黒耀石剥片 1 点	不明
60	黒耀石剥片 3 点 石核 1 点	120cm～	122	黒耀石剥片 1 点	不明
67	黒耀石 2 点 その他石器 1 点	不明	130	黒耀石剥片 1 点	不明
68	黒耀石 5 点 土器片 1 点	不明	138	土器片 19 点（同一個体）	35cm～
69	その他石器 1 点	不明	383	不明	不明
70	黒耀石 7 点 土器片 2 点 その他石器 1 点	50cm～	384	黒耀石剥片 原石	表土中
71	黒耀石 8 点 土器片 5 点 その他石器 1 点	不明	385	黒耀石剥片 原石	表土中
72	黒耀石 13 点 土器片 12 点 その他石器 2 点	1 層～	388	黒耀石製ナイフ形石器 黒耀石小原石 礫	60cm～
73	黒耀石 3 点 土器片 10 点	不明	390	黒耀石剥片等	30cm～
75	土器片 1 点	不明	397	縄文時代早期土器片 黒耀石製石鏃（未製品）遺構（小竪穴）	20cm～
76	黒耀石 14 点 土器片 6 点 その他石器 2 点	60cm～	409	礫群及び石器類	50cm～
78	黒耀石 2 点 土器片 1 点 その他石器 1 点	不明	410	黒耀石剥片 1 点	50cm
79	土器片 1 点	不明	416	黒耀石剥片 石核 等	20cm～
80	黒耀石 2 点 土器片 1 点	不明	418	縄文土器片 黒耀石製石核	黒色土中 70cm～
84	遺構（陥し穴）	不明	419	縄文土器片 黒耀石製石核	黒色土中 70cm～
86	土器片 1 点	不明	426	黒耀石剥片 1 点 原石 1 点	35cm～
88	黒耀石 5 点 土器片 1 点 その他石器 1 点 黒耀石剥片 4 点	35cm～	428	押型文土器片 20 数点 ハンマーストーン 石鏃	30cm～
89	黒耀石 10 点 土器片 15 点	30cm～	433	黒耀石製石鏃	40cm～
90	土器片 2 点	不明	439	不明	不明
92	黒耀石製石鏃 1 点 土器片 3 点	20cm（1 層）～	440	黒耀石剥片	60cm

1 4 - 2 予測及び評価の結果

1. 工事中における土地造成・掘削等による文化財への影響

1) 予測結果

土地造成（盛土・切土）を行う管理用道路建設地、改変予定地では埋蔵文化財への影響が否定できないため、環境保全措置の検討を行う。

2) 予測結果の信頼性

事業計画及び埋蔵文化財包蔵地との重ね合わせによる予測であり、信頼性は確保されているものとする。

3) 環境保全措置の内容と経緯

土地造成、掘削、廃材・残土等の発生・処理に伴う埋蔵文化財への影響を緩和するためには、道路計画及び改変予定地変更等の配慮が考えられる。

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させることとし、表 4-14-3 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-14-3 環境保全措置（土地造成、掘削、廃材・残土等の発生・処理）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類 ^注
事業地内道路計画、改変予定地の変更	事前の試掘調査により、切土予定地及び改変予定地に埋蔵文化財が確認された場合は、諏訪市教育委員会埋蔵文化財課との協議の上、事業地内道路計画を見直す等、事業計画の変更を検討する。	回避

注) 【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

4) 評価方法

調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、以下の観点から評価を行った。

① 環境への影響の緩和に係る評価

文化財に係る環境への影響が、実行可能な範囲で回避又は低減され、環境保全への配慮が適正になされているかを検討した。

5) 評価結果

(1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「3) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「事業地内道路計画、改変予定地の変更」の環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから、文化財に係る環境への影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。